

貴自治体名 岩 倉 市懇談日時 10 月 21 日(火) 午後 2 時 45 分～ 3 時 45 分懇談会場 岩倉市役所 7階 会議室7 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2014年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

税務課

【1】1. 税の滞納について 担当課(税務課) 電話(0587-38-5806) FAX(0587-66-6100)

- ①滞納整理マニュアルはありますか () がある (○) ない
- ②滞納者の件数(**5, 204**) 件
- ③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2013年度)
- 1) 徴収の猶予について 申請件数(**1**) 件 許可件数(**1**) 件
- 2) 換価の猶予の適用件数(**0**) 件
- 3) 滞納処分の停止の適用件数(**76**) 件
- ④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年4月1日現在)(**64**) 件
- ⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

①市県民税を含めた市税の滞納総額が概ね50万円を超えるもので徴収が困難なもの②住所が愛知県内のもの、という条件を満たすもののうち納税資力が認められるかその状況が分かりづらいものを引き継いでいます。

- ⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか
(○) 引き継ぐ () 引き継がない

介護福祉課

【2】1. 生活保護 担当課(介護福祉課) 電話(0587-38-5809) FAX(0587-66-8715)

- ① 活保護の申請件数とその保護件数について
2013年度相談件数 (**111**) 件、申請件数 (**49**) 件、そのうち保護開始件数 (**47**) 件
- ② 014年4月1日時点の受給世帯数と人数 (**306**) 世帯 (**388**) 人
- ③ 生活保護基準引き下げに伴い連動する制度について、該当するものに○印をし、人数をご記入ください

	制 度	人 数
○	介護保険料	人
○	高額介護サービス費利用負担上限額	人
○	自立支援医療の負担上限	0人
○	障害福祉サービスの負担上限	0人
○	医療保険の自己負担限度額	0人
○	保育料	0人
	特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	0人
	児童入所施設措置の徴収金	0人
	小児慢性特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	人
	地方税の費課税基準	
	国民健康保険の保険料(税)	
	国民健康保険の一部負担金の減免基準	
	生活福祉資金の貸付対象基準	
	基準最低賃金	
	その他(下欄に具体的にご記入ください)	

※以下は市のみお答えください

④生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2013年4月1日現在	3人	3年 ヵ月	0人	102世帯	129人
2014年4月1日現在	4人	年 ヵ月	0人	79世帯	100人

⑤生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置ありますか ()ある (○)ない

「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月()年()月

その職員が担当している業務()

「ない」場合 今後の計画は(○)ない ()ある ()検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数()年 ()月()人

⑥生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけてください。

()自立相談支援事業 (○)住宅確保給付金の支給 ()就労準備支援事業

()一時生活支援事業 ()家計相談支援事業 ()学習支援事業

()その他(記述:)

2)運営形態について (○)直営 ()委託 → 委託先()

3)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 (0)カ所

2. 介護保険及び高齢者福祉施策担当課(介護福祉課)電話(0587-38-5811)FAX(0587-66-8715)

①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

()ない (○)ある→実施年月(2000年3月)2013年度実績(1)件(12,300)円

②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

()ない (○)ある→実施年月(2003年4月)2013年度実績(1)件(83,044)円

④特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。(197)人(2014年7月現在)

④介護給付費準備基金について

2012年度末の残高(149,865)千円

2013年度末の残高(126,491)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入

⑤地域包括支援センター設置数(1)箇所 直営()箇所、委託(1)箇所

職員配置人数(11)人 正職員(4)人、非正規職員(7)人

⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している → 実施年月日(2007年4月1日) 2013年度実績(128)件

()検討中である ()実施の予定がない

⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している → 実施年月日(2007年4月1日) 2013年度実績(153)件

()検討中である ()実施の予定がない

⑧高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日()年 ()月 ()日 2013年度実績()件

()検討中である (○)実施の予定がない

⑨配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配 食 方 式	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	毎日 夕食(年末年始を除く)
	1日平均利用者数(2013年度)	総延べ食事数(37,052)食÷年間配食日数(357)日 =1日当たり平均(103.8)食
	1食あたりの助成額	328円
	1食あたりの利用者負担額	340円
方 会 食	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2013年度)	

	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

⑩ 独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
対象事業の名称	
対象者の要件	
1カ月平均利用者実数(2013年度)	

⑪ 住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無		(○)助成制度がある ()助成制度はない ()検討中である		
制度 内容	(○)介護保険に上乗せして実施している			
	上乗せの助成額		50 万円まで	
	利用者実数(2013年度)		2 人	
	(○)介護保険利用者以外の助成制度がある			
	対象者と、その要件		介護保険認定非該当の人も上と同条件	
	助成額		—	利用者実数(2013年度)

⑫ ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

ひとり暮らしの高齢者については、本人が希望されれば、ひとり暮らし認定を行う。ひとり暮らし認定がされれば定期的に担当民生委員が定期的(月1回程度)に自宅に訪問する。

⑬ 高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域 巡回 バス	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	地域巡回バスの名称	岩倉市デマンド型乗合タクシー
	利用料	高齢者(65歳以上)(300)円、障がい者(300)円 一般(—)円、子ども(0歳～就学前)(無料)
	その他特記事項	・平成25年10月から平成26年9月まで実証運行。平成26年10月から本格運行実施。 ・運行日:月～金曜日(祝日、年末年始除く) ・運行時間:午前8時30分～午後5時 ・乗降場所:①登録者の自宅前 ②公共的機関 ・運行区域:市内全域 ・運行車両:ワンボックスカー2台(定員8人)
	2013年度の運行実績	・予約があった時のみ運行。 ・利用者は延べ4,186人。
タク シー 代 助 成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	各対象者の要件及び助成内容	
	高齢者	市内在住の85歳以上
	障がい者	(対象者) ① 身体障害者手帳1・2級の人 ② 身体障害者手帳の内容に下肢、体幹または視覚の3級が記載されている人 ③ 療育手帳A判定の人 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級 (助成内容) 基本料金と送迎料金を月3回助成
	要介護認定者	在宅で要介護4、5
	2013年度の助成実績	すこやかタクシー(高齢者):4,563,480円 福祉タクシー(障がい者): 円 リフトタクシー:220,529円

- ⑬宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
実施事業の名称	
助成対象	
助成金について	金額()円 → ()年額 ()月額 ()1回のみ
助成箇所数	

- ⑭介護認定者の障がい者控除の認定について

- 1) 認定書の発行枚数(2013年度実績)は (1,107)枚
- 2) 認定書は(○)毎年発行している
()1回発行すれば翌年以降も使える
- 3) 介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。
()申請書を送付している → 2013年度()件
(○)認定書を送付している → 2013年度(1,087)件
()自動的に送付していない。
- 4) 認定書の発行の条件
(○)介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している
()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している
()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している
()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している
()次のような方法で判断している()

- ⑮介護保険サービス利用人数について (1,286)人(2014 年 6 月 現在)

- ⑯介護保険支給限度基準額超過者の人数について (~~176~~ 4)人(2014 年 6 月 現在)

- ⑰施設入所前健康診断費用の助成について ()助成している (○)助成していない

- ⑱紙おむつ、衛生用品の費用助成について (○)助成している ()助成していない

- ⑲介護保険における通院時の院内介助について (~~○~~)認めている ~~判別~~ (○)認めていない

- ⑳入院時の介護保険のヘルパー派遣について ()認めている (○)認めていない

- ㉑新しい総合事業について

- 1) 「多様な主体による多様なサービス」について想定されるものをご記入ください

多様な主体としては、住民主体によるボランティアやNPO、民間企業などを想定しています。
多様なサービスには、生活援助、地域サロンの開催や見守り、安否確認、外出支援等が想定されます。

- 2) 実施する場合の市町村(広域連合)の体制についてご記入ください (担当課、担当職員数、想定される委託先・連携先等)

介護福祉課が担当します。それ以外について、現時点では具体的なことが決まっていますが、実施に向けて検討中です。

市民窓口課

3. 高齢者医療など 担当課(市民窓口課保険医療 G)電話(38-5807)FAX(66-6100)

- ①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

(○)対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

③2014年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 (4,768)人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (861)人

内〔ひとり暮らし非課税者(210)人

〔その他の県基準を上回る市町村独自対象者(—)人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数(90)人 短期保険証発行人数(1)人

差し押さえ(2013年度)件数(0)件、金額(0)円

4. 子育て支援策 担当課()電話()FAX()

※2014年9月1日現在をご記入ください。

市民窓口課

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

小学校1年生から中学校3年生まで通院(入院外)の医療費の自己負担分実施。
現物支給・所得制限なし

学校教育課

②就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

(☐)入学説明会 ()入学式 ()始業式 (☐)ホームページ (☐)市広報
(☐)その他(全児童生徒に案内チラシを配布)

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.1)倍

そのほか

1. 生活保護受給者
2. 生活保護が停止又は廃止された。
3. 市民税が非課税及び減免された。
4. 個人事業税又は固定資産税が減免された。
5. 国民年金の掛金が減免又は国民健康保険税が減免若しくは徴収猶予された。
6. 児童扶養手当が支給された。
7. 生活福祉資金の貸付を受けた。
8. 失業対策事業適格者手帳を持っている又は職業安定所登録日雇労働者である。
9. その他経済的に困窮している者

3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

()就学援助認定基準を引き上げた → 【2013年度 倍 → 2014年度 倍】

()何もしていない

(☐)その他(下欄にご記入ください)

引き下げ前の基準を用いている。

4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ()円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ()円

5)申請書の受付先 (☐)市町村窓口 ()学校 ()市町村窓口と学校のどちらも可

6)民生委員の証明は必要ですか ()必要である (☐)必要ない

7) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2013年度	2014年度
受給者数	359 人	350 人
受給割合	9.6%	9.4%
支給額	25,075,144 円	29,301,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2014年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 () 現物支給 (☐) 償還払い () その他

9) 就学援助の項目について

- (☐) 学用品費 () 体育実技用具費 () 入学準備金 () 通学用品費 () 通学費
 (☐) 修学旅行費 () クラブ活動費 (☐) 生徒会費 (☐) PTA会費 (☐) 給食費
 () 校外活動費(宿泊を伴わないもの) (☐) 校外活動費(宿泊を伴うもの) (☐) 医療費
 () 日本スポーツ振興センター掛け金 () めがね・コンタクトレンズ () 卒業記念品
 () その他()

③学校給食について(2014年度)

1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食われていますか。

- (☐) 食べられている () 未納者には給食支給を停止している () その他
 給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

就学援助をすすめている。

保護者の同意の元、児童手当から給食費を徴収している。

2) 給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

第3子以降給食費無償化

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの 給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	5校	校	校	5校	校	240円
中学校	2校	校	校	2校	校	270円

児童家庭課

④児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2013年度)

- 1) 件数(11)件 対応職員(6)人、うち専門職(2)人
 2) 専門職の職種について () 児童福祉司 () 社会福祉士 () 臨床心理士 () 保健師
 (1) 保育士 (1) その他(教諭)

3) 現状に対する課題

複雑な関係やケース、また、継続的な関わりが必要なケースが増えてきています。

4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

民生委員児童委員による赤ちゃん訪問事業、要保護児童等対策協議会定例会、児童虐待防止月間(11月)の広報紙掲載、チラシ配布、ポスター掲示等

⑤保育について

1) 児童福祉法第24条1項の自治体義務を果たすために施策を具体的にご記入ください。

保育園の入園申込みについては、市児童家庭課に提出していただき、保護者の希望及び保育に欠ける状況により調整のうえ入園決定を行っています。幼保連携型認定こども園の保育所部分については、入園申込みを施設に提出していただいた後、市に送付してもらったうえで、前述の申込みと合わせて調整を行っています。

2) 条例制定において、国からの基準条例案以上に定めたところをご記入ください。

新制度のための地域型保育事業の認可基準条例において、保育所型事業者内保育事業の2歳未満児の保育室の面積基準を3.3㎡/人以上として、9月議会に上程中です。

市民窓口課

5. 国民健康保険 担当課(市民窓口課保険医療 G)電話(38-5807)FAX(66-6100)

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定 義	2012年度	2013年度	2014年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	旧但し書き額	× (7.9)%	× (7.9)%	× (7.9)%
	資産割	固定資産税額	× (55.0)%	× (55.0)%	× (44.0)%
	均等割	加入者1人につき	26,000 円	26,000 円	30,900 円
	平等割	1世帯につき	26,000 円	26,000 円	26,000 円
1人当たり調定額(平均保険料)			93,359 円	94,521 円	94,395 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			5,901 円	9,016 円	9,382 円

※2014年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2014年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	114,000 円	208,500 円	291,500 円
	介護分	18,700 円	36,400 円	52,200 円
	後期高齢者支援分	35,700 円	65,000 円	90,900 円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	110,200 円	183,700 円	243,700 円
	後期高齢者支援分	34,800 円	57,900 円	76,900 円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	99,800 円	159,800 円	219,800 円
	後期高齢者支援分	31,900 円	50,900 円	69,900 円

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

市独自では実施していません。

2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、当該年中の総所得金額等の見込額が前年の合計額に比して以下に該当する場合。

前年所得額	所得減少割合	減免額
200万円超～300万円以下	3分の2以下	所得割額の100分の30に相当する額を減免する
	2分の1以下	所得割額の100分の50に相当する額を減免する
	3分の1以下	所得割額の100分の70に相当する額及び子どもに係る均等割額の2分の1を減免する
100万円超～200万円以下	3分の2以下	所得割額の100分の40に相当する額を減免する
	2分の1以下	所得割額の100分の60に相当する額及び子どもに係る均等割額の2分の1を減免する
	3分の1以下	所得割額の100分の80に相当する額及び子どもに係る均等割額の2分の1を減免する
100万円以下	3分の2以下	所得割額の100分の50に相当する額及び子どもに係る均等割額の2分の1を減免する
	2分の1以下	所得割額の100分の70に相当する額及び子どもに係る均等割額の2分の1を減免する
	3分の1以下	所得割額の100分の100に相当する額及び子どもに係る均等割額の2分の1を減免する

子ども一出生の日から15歳に到達する日以後の最初の3月31日までにある者。

④資格証明書 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

1)資格証明書は交付していますか。 () 交付していない (○) 交付している→(20) 世帯

2)資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

(○) 必ず面談している () 面談がなくても交付する場合がある () その他

- 3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数
 世帯数(1)世帯 内、乳幼児(1)人、小学生(2)人、中学生()人、高校生世代()人
 上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数
 世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人
- 4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。
☐ 国の基準どおり実施している
☐ 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
☐ 高校生世代以下の子どものいる世帯
☐ 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
☐ 病弱者のいる世帯
☐ 次の場合は、交付対象から除外している。

母子・病弱者のいる世帯には、一律的には除外していないが、世帯状況に応じては除外している。

- 5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

・世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にあったとき。
 ・世帯主又はその者と生計を同じくする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
 ・世帯主がその事業を廃止し、又は休止したとき。
 ・世帯主がその事業につき著しい損失を受けたとき。
 ・滞納している保険税を完納したとき。
 ・納付相談・納付指導等による納付計画に従って納付されると認められるとき。
のいずれかに該当するもの

- ⑤ 短期保険証 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月()人 ・4カ月()人
 ・5カ月()人 ・6カ月(236 世帯)人 ・1年()人 ・その他()

- 2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

・保険税を1年以上全く納付していない世帯
 ・保険税の納付誓約の履行が2分の1以下の世帯
 ・国民健康保険加入時において資格取得日が1年以上遡及する世帯
のいずれかに該当するもの

- 3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

☐ 通常の保険証と同じ

☐ 通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど()

- ⑥ 保険料(税)滞納者への差押えについて(2013年度)

- 1) 差し押さえの基準(財産調査の結果、担税能力があると判断したものに実施。)

- 2) 分納者への対応(財産調査の結果、分納額が担税能力に見合わないとは判断した場合は実施。)

- 3) 予告通知書の発行(85)件

- 4) 差押え件数 不動産(0)件 預貯金(52)件 生命保険(2)件(内学資保険(0)件)
 その他(25)件()

- 5) 競売などによる現金化 (0)件 ()円

- ⑦ 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2014年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (139 世帯)人

- 2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (139 世帯)人

- 3) その他

⑧国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

(○) 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

() 設けている () 検討中である (○) 設けていない

3) 2013年度の減免件数 (1) 件 減免金額 (2,557) 円

⑨高額療養費について

() 自動払いしている () 申請書を送付している (○) 通知ハガキのみ送付している

⑩国保運営協議会について

1) 運営協議会の公開 (○) 公開していない () 公開している

2) 運営協議会委員の公募枠 (○) ない () ある → () 人

介護福祉課

6. 障害者施策 担当課(介護福祉課) 電話(0587-38-5809) FAX(0587-66-8715)

※①、②については、8月時点の数値がわからないため、現時点(H26.9.)でわかる直近の月(5月)での回答となっています。

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	47	66	14
重度訪問介護	1	258	258
行動援護	0	6	0
同行援護	2	60	34

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(23)人 最多支給時間数(30)時間 平均支給時間数(8)時間

③訪問系サービスの支給基準 () あり (○) なし

④計画相談支援の8月利用実績 (3) 人

2014年度中の完全実施の見込み (○) あり () なし

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

計画作成のできる事業所、人員の不足

⑤障害支援区分の二次判定変更率について(8月時点) (0) %

障害程度区分の二次判定変更率について(2013年度) (32) %

⑥障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について

1) 介護保険適用時の障害者本人の「利用意向・状況」聴き取り調査について

(○) 行っている ⇒(具体的に ケアマネを通じて本人の意向・状況を確認している)

() 行っていない

2) 障害福祉サービス固有のものと認められるものの判断について、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」1-(2)-②-イに例示されたサービスに限定しているか。

(○) 限定している

() 独自で判断している ⇒(具体的に)

3) 65歳間近の方の障害福祉サービス(居宅系)支給決定期間について

() 65歳誕生日の前々日までを障害福祉サービス支給期間としている。

() 65歳到達後数カ月余裕を持たせている。⇒() 月

(○) その他 ⇒(具体的に 誕生日までを支給決定期間としている)

4) 要介護認定申請が遅れた場合の対応について

() 65歳到達時点ですべての障害福祉サービスを打ち切る

(○) 要介護認定申請の勧奨を行い、要介護認定結果がでるまで障害福祉サービスを支給する。

- () その他 ⇒ (具体的に)
- ⑦通院時の院内介助について () 認めている (○) 認めていない
※ただし個別の事情により認める場合もある
- ⑧入院時のヘルパー派遣について () 認めている (○) 認めていない
※ただし一時帰宅時などにおいて認める場合もある

健康課

7. 健診事業 担当課(健康課) 電話(0587-37-3511) FAX(0587-37-3931)

※2014年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類		実施方式	個別方式		集団方式		受診率
			自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診		個別・ <u>集団</u>		可・不可	なし	<u>可</u> ・不可	42.1
がん検診	胃がん	個別・ <u>集団</u>		可・不可	1,200	<u>可</u> ・不可	8.7
	大腸がん	個別・ <u>集団</u>		可・不可	550	<u>可</u> ・不可	12.7
	肺がん(胸部X線)	個別・ <u>集団</u>		可・不可	300	<u>可</u> ・不可	11.0
	子宮がん(子宮頸がん)	<u>個別</u> ・ <u>集団</u>	2,300	<u>可</u> ・不可	1,200	<u>可</u> ・不可	46.2
	乳がん	超音波	個別・ <u>集団</u>	可・不可	900	<u>可</u> ・不可	9.2
		マンモグラフィー	個別・ <u>集団</u>	可・不可	1,300	<u>可</u> ・不可	52.3
	前立腺がん	個別・ <u>集団</u>		可・不可	300	<u>可</u> ・不可	7.2
歯周疾患		<u>個別</u> ・ <u>集団</u>	なし	<u>可</u> ・不可	なし	<u>可</u> ・不可	

②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について

(○) 実施している () 実施していない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

(○) 実施している → 健診内容 (○) 特定健診と同じ () 特定健診とは異なる
() 実施していない

④歯周疾患検診の対象年齢・回数

(○) 節目年齢に限定せず毎年受けられる () 40・50・60・70歳の年に受けられる

(○) その他(65歳節目歯科健康診査[集団方式・自己負担なし]、糖尿病予防歯科健康診査[個別方式・自己負担なし]も実施)

健康課

8. 任意予防接種の助成 担当課(健康課) 電話(0587-37-3511) FAX(0587-37-3931)

①助成を実施または予定している自治体のみご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または 開始予定年月
成人用肺炎球菌	70歳以上	3,000円	5,220円	平成23年4月
おたふくかぜ		円	円	
ロタウイルス		円	円	
B型肝炎ウイルス		円	円	

②成人用肺炎球菌ワクチン助成について、10月からの国の定期接種化では、年度ごとに5歳刻みで対象となるため、人によっては助成対象となる年度が4年後となりますが、市町村独自助成との調整はどのようにされる予定ですか。

現在、実施している助成事業を継続。ただし、助成対象者は70歳以上。(定期接種対象者を除く)

【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2013年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	2013年12月20日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日
	③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ② アンケート【1】2の①の「滞納整理マニュアル」なし 税務課
- ③ 介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)なし 介護福祉課
- ④ アンケート【2】1の⑮の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)なし 介護福祉課
- ⑤ アンケート【2】1の⑯の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書 別紙① 介護福祉課
- ⑥ 就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です) 別紙② 学校教育課
- ⑦ 国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2013年度) 別紙③ 市民窓口課
- ⑧ 国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です) 昨年と同じため省略
市民窓口課
- ⑨ アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2013年9月以降の提出分) 別紙④ 議会事務局

☆ご協力ありがとうございました